

規 則

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第六十二号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式及び別記第七号様式を次のように改める。

別記第 6 号様式（第 1 2 条関係）

第 号

合 格 証

（氏名）

年 月 日生

年 月 日施行の一般
特 定 品 目
農業用品目毒物劇物取扱者試験に合格したことを証する。

年 月 日

埼玉県知事 印

毒物劇物取扱者試験合格証明書交付申請書

合格証番号	第 号
試験施行年月	年 月
試験の種類	
申請理由	

上記により、毒物劇物取扱者試験合格証明書の交付を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

（受験時の氏名 ）

年 月 日生

電話番号 （ ）

（宛先）
埼玉県知事

- （注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 「試験の種類」欄には、「一般」、「農業用品目」又は「特定品目」の別を記載すること。
3 受験時から氏名を変更したときは、（ ）内に受験時の氏名を記載すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の毒物及び劇物取締法施行細則別記第六号様式による合格証は、改正後の毒物及び劇物取締法施行細則別記第六号様式による合格証とみなす。

3 改正前の別記第七号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。